

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	古河市ファシリティマネジメント推進委員会
設置の根拠法令	古河市ファシリティマネジメント推進委員会設置条例
設 置 年 月 日	平成 30 年 9 月 19 日
主 な 審 議 内 容	次に掲げる事項を調査及び審議します。 1 ファシリティマネジメントに関する重要な計画等に関すること。 2 ファシリティマネジメントの進行管理に関すること。 3 その他ファシリティマネジメントを推進する上で市長が必要と認める事項
会議の開催予定	随時
委員の任期	委嘱の日から 3 年
委員数(定数)	委員選定中（8 人以内）
委員の職及び氏名	
問 合 せ 先 (事務局)	古河市役所 財政部 財産活用課 財産活用係 電話 0280-92-3111 (内線 2272)
備 考	